

議案資料

令和7年

上尾市教育委員会3月定例会 議案資料

目 次

議案第 1 2 号	資料	1
議案第 1 3 号	資料	2
議案第 1 4 号	資料	3
議案第 1 6 号	資料	7
議案第 1 7 号	資料	1 2

令和7年度上尾市教育行政重点施策の策定について

NO	該当ページ	修正前（2月定例会協議時点）	修正後	対応
1	P9	<p>★ 入学準備金・奨学金貸付事業(総務) 《施策3》</p>	<p>★ 入学準備金・奨学金貸付事業(教総) 《施策3》</p>	修正
2	P10	<p>施策2 学校経営の改善・充実 ■ 主要事業 ○<u>通学区域検討事業(学務)</u>が不記載</p>	<p>施策2 学校経営の改善・充実 ■ 主要事業 ○<u>通学区域検討事業(学務)</u>を記載</p>	追記
3	P11	<p>★ 学校施設更新計画推進事業(新学) 《施策3》 第1期上尾市学校施設更新計画実施計画に基づき、 学校施設の更新に係る各種設計業務を推進するほか、 平方北小学校<u>学校再編</u>検討協議会においては、学校再編に向けた協議を継続して行います。</p>	<p>★ 学校施設更新計画推進事業(新学) 《施策3》 第1期上尾市学校施設更新計画実施計画に基づき、 学校施設の更新に係る各種設計業務を推進するほか、 平方北小学校<u>学校再編</u>検討協議会においては、学校再編に向けた協議を継続して行います。</p>	修正

民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業 アンケート調査報告書（概要）

事業の目的

上尾市では、プール施設の老朽化、維持管理や水質管理などに教職員の負担が生じている課題に対応するため、令和4年3月に「上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方基本方針」を定めた。

この方針に基づき、令和5年度から民間スイミングスクールを活用した水泳授業のモデル事業を実施し、教育的効果等の検証を進めてきた。

児童生徒・保護者・教員の声

●令和6年度は8校（小学校6校と中学校2校）において、通年利用で実施し、モデル事業の効果を検証するため、アンケート調査を行いました。

●児童生徒からは「楽しかった、良かった、続けたい」、保護者からは「屋内水泳施設（天候、衛生面、温水）のため良かった」、教員からは「負担軽減になった、専門的な指導が良かった」との意見がありました。

児童生徒	保護者	教員
授業は楽しかった 96.2%	良い授業だった 97.9%	良い環境を提供できた 100%
これからも受けたい 91.2%	今後も続けてほしい 96.2%	負担軽減になった 91.5%

事業の効果

通年利用においても良好な教育的効果等の検証結果が得られた。

- 天候に左右されない計画的な水泳授業の実施
- 専門性の高いインストラクターの指導による児童生徒の泳力向上
- 児童生徒の安全の確保
- プール施設の維持管理に係る教員の負担軽減

水泳授業の将来のあり方

事業の効果について、教員をはじめ、保護者や市議会議員からも市内すべての学校への展開を望む声が上がっている。質の高い水泳授業を推進していくため、水泳授業の将来のあり方に関して以下のようにまとめる。

●水泳授業の基本的な考え方

- ・水泳運動は、児童生徒の運動能力の向上、心身の成長や健康維持につながるものである。
- ・水泳授業は、水難事故から命を守るための技能を身に付けさせるため、適切に実施する。

●水泳授業のあり方

- ・水泳授業は教員が実施する。その上で、水泳授業を補助する観点から地域の人的・物的資源については、積極的に活用していく。

●水泳授業を実施するための方策

市内全ての小・中学校に質の高い水泳授業を推進していくため、以下の方策を検討する。

- ①民間プールの活用
- ②公営プールの活用
- ③学校プールの共同利用
- ④インストラクターの学校派遣



【大石北小学校・埼玉スウィンスイミングクラブ】R6新規施設

水泳授業の今後の方針について

- 令和6年度 of アンケート調査において、教育的効果等が確認できたため、モデル事業を終了し、令和7年度以降は事業名称を【水泳指導委託事業】へ変更し、引き続き民間スイミングスクールの活用を継続する。
- 令和4年3月に定めた「水泳授業及びプール施設のあり方基本方針」を改め、以下のとおり、新たな方針を策定する。

【今後の上尾市立学校の水泳授業の基本方針（案）】

地域の実情に鑑み、民間プールや公営プール、学校間の共有プールの活用のほか、インストラクターの学校派遣などの方策により、全ての市立小・中学校において、質の高い水泳授業を推進する。

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
「△△△」を削る場合・・・~~△△△~~ →取消線&斜体字
ただし、改正する条等の部分のみ表記

(改正規則中、第1条の部分)

●上尾市立小・中学校管理規則

(昭和32年上尾市教育委員会規則第5号)

【改正要旨】

1、学校に置く非常勤の職として、サポートルームティーチャーを新たに設置するもの。(第14条の5の4関連)

(一会計年度を超えない範囲内で置くことのできる非常勤の職)

第14条の5の4 学校に、一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職として、代替教職員、特別支援学級補助員、日本語指導職員、アッピー部活動コーチ、さわやか相談室相談員、サポートルームティーチャー、学校看護師、栄養士、学校給食調理業務員、給食調理補佐員、スポット給食調理補佐員及び業務補助員を置くことができる。

2 代替教職員は、上司の命を受け、児童生徒の教育、養護若しくは栄養の指導及び管理又は事務に従事する。

3 特別支援学級補助員は、上司の命を受け、児童生徒の支援の業務に従事する。

4 日本語指導職員は、上司の命を受け、児童生徒に対する日本語習得のための支援の業務に従事する。

5 アッピー部活動コーチは、上司の命を受け、部活動に係る技術的な指導に従事する。

6 さわやか相談室相談員は、上司の命を受け、いじめ、不登校等に対応し、児童生徒との相談及び児童生徒に対する援助の業務に従事する。

7 サポートルームティーチャーは、上司の命を受け、児童生徒の学習及び学校生活における支援の業務に従事する。

78 学校看護師は、上司の命を受け、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他の医療行為に関する業務に従事する。

89 栄養士は、上司の命を受け、学校給食の栄養に関する専門的業務に従事する。

910 学校給食調理業務員は、上司の命を受け、学校給食の調理業務に従事する。

1011 給食調理補佐員及びスポット給食調理補佐員は、上司の命を受け、学校給食の調理業務を補佐する。

1112 業務補助員は、上司の命を受け、校長の指定する業務を補助する。

1213 第1項に規定する職は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をもって充てる。

（改正規則中、第2条の部分）

●上尾市教育委員会事務局組織規則

（平成5年上尾市教育委員会規則第3号）

【改正要旨】

建設事務業務員

1、事務局に置く非常勤の職として、**建築事務業務員**を新たに設置するもの。（第4条の2関連）

（主任等の職及び職務）

第4条 前条に定めるもののほか、必要に応じて、事務局の組織に主任、主任栄養士、栄養士、主事、技師その他必要な職を置く。

2 **前項**の主任は、上司の命を受け、困難な事務又は技術に従事する。

3 **第1項**の主任栄養士は、上司の命を受け、学校給食又は学校保健の指導及び事務のうち困難なものに当たる。

4 **第1項**の栄養士は、上司の命を受け、学校給食又は学校保健の指導及び事務に当たる。

5 **第1項**の主事、技師その他必要な職にある者は、上司の命を受け、当該事務又は技術に従事する。

（一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職及び職務）

第4条の2 前2条に定めるもののほか、必要に応じて、事務局の課に一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職として、**建設事務業務員**、特別支援業務員、学校ICT専門員、家庭教育支援員、社会教育指導員、文化財調査専門員、健診・相談専門員、栄養士及び業務補助員を置く。

2 **建設事務業務員は、上司の命を受け、学校施設の維持管理及び建築事務に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。**

23 **前項**の特別支援業務員は、上司の命を受け、課長の指定する業務補助員に対する指示及び支援並びに当該業務補助員が命ぜられた課長の指定する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

34 **第1項**の学校ICT専門員は、上司の命を受け、学校における情報通信機器の管理及び学校に対する情報通信機器の活用の支援に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

45 **第1項**の家庭教育支援員は、上司の命を受け、保護者に対する学習の機会及び情報の

提供その他の家庭教育の支援に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

56 第1項の社会教育指導員は、上司の命を受け、公民館事業、人権教育集会所の運営及び社会教育団体の支援に関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

67 第1項の文化財調査専門員は、上司の命を受け、文化財の調査、保存、保護及び活用並びに市史編さんに関する業務のうち、課長の指定するものに従事する。

78 第1項の健診・相談専門員は、上司の命を受け、児童生徒に対する健康診断業務に従事する。

89 第1項の栄養士は、上司の命を受け、前条第4項に規定する職務のうち、課長の指定するものに従事する。

910 第1項の業務補助員は、上司の命を受け、課長の指定する業務を補助する。

1011 第1項に規定する職は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員をもって充てる。

（改正規則中、第3条の部分）

●上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則

（平成13年上尾市教育委員会規則第3号）

【改正要旨】

1、教育センターに置く非常勤の職として、教育心理専門員の職名を心理専門員に改めるもの。
（第5条関連）

（必要に応じて置く職及びその職務）

第4条 略

2 略

3 前項の主任は、上司の命を受け、困難な事務又は技術に従事する。

4 第2項の主事、技師その他必要な職にある者は、上司の命を受け、当該事務又は技術に従事する。

（教育センターに置かれる職及びその職務）

第5条 第4条に定めるもののほか、必要に応じて、教育センターに指導主事を置き、その職務は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事することとする。

2 第4条及び前項に定めるもののほか、教育センターに、必要に応じて、一会計年度を超えない範囲内で置く非常勤の職として、教育心理専門員、スクールソーシャルワーカー、

教育相談員及び学校適応指導教室指導員を置く。

- 3 **前項の教育**心理専門員は、上司の命を受け、幼児、児童及び生徒並びに保護者の就学相談及び教育相談への対応並びに幼児、児童及び生徒の知能及び発達に関する検査の業務に従事する。
- 4 **第2項の**スクールソーシャルワーカーは、上司の命を受け、問題を抱える児童及び生徒が置かれた環境への働きかけ並びに関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整の業務に従事する。
- 5 **第2項の**教育相談員は、上司の命を受け、幼児、児童及び生徒並びに保護者の教育問題等に関する教育相談の業務に従事する。
- 6 **第2項の**学校適応指導教室指導員は、上司の命を受け、上尾市立小・中学校における不登校の児童生徒に対する適応指導の業務に従事する。

7 略

(中学校給食共同調理場に置かれる職及びその職務)

第6条 第4条に定めるもののほか、中学校給食共同調理場に、必要に応じて、主任栄養士及び栄養士を置く。

- 2 **前項の**主任栄養士は、上司の命を受け、困難な献立作成その他の栄養に関する業務に従事する。
- 3 **第1項の**栄養士は、上司の命を受け、献立作成その他の栄養に関する業務に従事する。

上尾市立公民館管理規則の一部を改正する規則新旧対照表
 上尾市立公民館管理規則（昭和60年上尾市教委規則第4号）

改正案	現行
<p>(利用の登録、変更及び廃止)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、<u>上尾市立公民館利用団体登録・変更・更新申請書</u>（第1号様式）に、上尾市立公民館利用団体構成員名簿（第2号様式）その他教育委員会が必要と認める書類を添えて、<u>主に利用する公民館を經由して、教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>4～7 略</p> <p>(登録の更新)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用の許可の特例)</p>	<p>(利用期間等)</p> <p><u>第3条 公民館の施設（陶芸窯を除く。）を引き続いて利用することができる期間は、5日間とする。ただし、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>2 陶芸窯にあっては、利用1回当たり、連続する3日間の範囲でこれを利用することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定によるもののほか、定期的に曜日又は日時を指定した利用をすることはできない。ただし、教育委員会が特に事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(利用の登録、変更及び廃止)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、<u>上尾市立公民館利用団体登録・変更申請書</u>（第1号様式）に、上尾市立公民館利用団体構成員名簿（第2号様式）その他教育委員会が必要と認める書類を添付して、<u>教育委員会に申請しなければならない。</u></p> <p>4～7 略</p> <p>(登録の更新)</p> <p>第4条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(利用の許可の特例)</p>

第5条 第3条第1項の規定にかかわらず、公民館の施設のうち集会室兼体育室については、利用登録団体による利用を妨げないと教育委員会が認める場合に限り、同項の規定による登録を受けないで、利用の許可を受けることができる。この場合において、当該集会室兼体育室の利用は、条例別表に規定する体育室個人開放の利用として行うものとする。

2 前項の規定による利用の許可を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)及び(2) 略

(利用の許可の申請)

第6条 略

2 前項本文の規定による利用の許可に係る事項の変更の申請は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを行うものとする。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、公民館を利用できないとき。

(2) その他特別の事情があると教育委員会が認めたとき。

3 第1項本文に規定する利用申請書及び利用変更申請書は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の16日から利用しようとする日の前日までの間における受付日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに休館日以外の日をいう。第8条第2項において同じ。）の午前9時から午後5時までにこれを提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に事情があると認めるときは、この限りでない。

第5条 第4条第1項の規定にかかわらず、公民館の施設のうち集会室兼体育室については、利用登録団体による利用を妨げないと教育委員会が認める場合に限り、同項の規定による登録を受けないで、利用の許可を受けることができる。この場合において、当該集会室兼体育室の利用は、条例別表に規定する体育室個人開放の利用として行うものとする。

2 前項の規定による利用の許可を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1)及び(2) 略

(利用の許可の申請)

第6条 略

2 前項 本文に規定する利用申請書 _____ は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の16日から利用しようとする日の前日まで _____

にこれを提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納期)

第8条 略

2 前項の規定による使用料の納付は、受付日の午前9時から午後5時までに、これを行うものとする。ただし、第5条第1項の規定による利用の許可に係る使用料の納付にあつては、受付日の開館時間にこれを行うことができる。

(使用料の納期)

第8条 略

改 正 案

第1号様式（第3条関係）

第1号様式（第3条関係）

上尾市立公民館利用団体登録・変更・更新申請書

年 月 日

（宛先）

上尾市教育委員会

団体名

申請者 氏名

住所

上尾市立公民館利用登録団体として（登録をしたい
登録を変更したい
登録を更新したい）ので、次のとおり申請します。

団体名	ふりがな ----- 氏名	活動 内容	
代表者	ふりがな ----- 氏名	住所 〒	
	TEL ()		
連絡先 （代表者と 異なる場合）	ふりがな ----- 氏名	住所 〒	
	TEL ()		
主に利用する 公民館	公民館	会員数	人(市内 人・市外 人)
会員募集	随 時 ・ な し ・ その他 ()		
入会条件	な し ・ 市内在住か在勤、在学 ・ その他 ()		
主な活動日 活動時間	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ その他 ()		
	午前 ・ 午後 ・ 夜間		
会 費	年額 ・ 月額	円	その他 ()
団体の活動を 指導する者	ふりがな ----- 氏名	住所 〒	
	TEL ()	謝礼の有無 及びその金額	な し ・ 円

（添付書類） 1 上尾市立公民館利用団体構成員名簿(第2号様式)

2 会則 その他団体の性格、内容等を把握することができる資料

※ 申請者の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証など）を御提示ください。

第1号様式（第4条関係）

第1号様式(第4条関係)

上尾市立公民館利用団体登録・変更申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

団体名
申請者 氏名
住所

上尾市立公民館利用登録団体として 登録をしたい
登録を変更したい ので、次のとおり申請します。

団体名	ふりがな	活動 内容		
代表者	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ()			
連絡先 (代表者と 異なる場合)	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ()			
主に利用する 公民館	公民館	会員数	人(市内 人 ・ 市外 人)	
会員募集	随 時 ・ な し ・ その他 ()			
入会条件	な し ・ 市内在住か在勤、在学 ・ その他 ()			
主な活動日 活動時間	毎週 曜日 ・ 毎月第 曜日 ・ その他 ()			
	午前 ・ 午後 ・ 夜間			
会 費	年額 ・ 月額	円	その他 ()	
団体の活動を 指導する者	ふりがな	住所 〒		
	氏名			
	TEL ()		謝礼の有無 及びその金額	な し ・ 円

- (添付書類) 1 上尾市立公民館利用団体構成員名簿(第2号様式)
2 会則その他団体の性格、内容等を把握することができる資料

※ 申請者の本人確認書類(運転免許証、保険証など)を御提示ください。

凡例 「○○○」を加える場合・・・○○○ →太字&網掛け
「△△△」を削る場合・・・△△△ →取消線&斜体字
ただし、改正する条等の部分のみ表記

●上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等の特例に関する規程
(平成15年教育委員会訓令第1号)

【改正要旨】

職員の勤務時間等を変更できる事由を、各種団体との交渉、公共工事等の事業の説明会その他の業務で市民の都合等によりそれを行う時間が決定されるもの（他律的業務）に従事する場合から、通常の勤務時間以外の時間における業務に従事する場合に改めるもの。

(趣旨)

第1条 この規程は、市教育委員会事務局及び市立教育機関に勤務する職員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。）の労働時間を短縮し、職員の健康維持を図るため、上尾市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程（平成21年上尾市教育委員会訓令第1号）~~第2条第1項の規定が適用される職員が各種団体との交渉、公共工事等の事業の説明会その他の業務で市民の都合等によりそれを行う時間が決定されるもの（以下「他律的業務」という。）に従事する場合等~~第2条第1項に規定する勤務時間以外の時間における業務（以下「通常の勤務時間以外の時間における業務」という。）に従事する場合の勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）を定めるものとする。

~~（他律的業務に従事する場合等の勤務時間等）~~（通常の勤務時間以外の時間における業務に従事する場合の勤務時間等）

第2条 所属長（上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程（平成20年上尾市教育委員会訓令第1号。第4条において「教育委員会職員服務規程」という。）第3条第1項及び第2項に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、所属の職員が~~他律的業務~~通常の勤務時間以外の時間における業務に従事する場合は、当該職員からの申出により、勤務時間等を次の表のA組、B組又はC組に定める勤務時間等に変更することができる。

